

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスに関して、迅速で正確な情報把握と意思決定を最大目標としております。そのためには、少人数な精鋭による管理形態が必要と考え、取締役の人数も必要以上に肥大化しないよう努めると同時に、取締役間の意思疎通に重点をおいてまいりました。少人数での経営をカバーするものとして可能な限り当社経営状態のディスクロージャーに努め、社外等各方面からの多様な意見の吸収を図ってまいります。今後もこの基本方針を踏襲しつつも、将来の経営規模増を睨みながら管理者層の充実育成に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】(議決権の電子行使(プラットフォーム利用)と招集通知の英訳)

議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、機関投資家や海外投資家の比率等の状況・変化等をふまえ、適宜、その必要性を検討してまいります。

【補充原則4-8-2】(筆頭独立社外取締役の決定)

当社の独立社外取締役は4名であり、各取締役、経営陣との連絡・調整、監査等委員との連携体制は十分構築されていることから、現段階においては「筆頭独立社外取締役」は定めておりません。

今後、更に独立社外取締役の追加選任を行った際には、改めて必要性を協議した上で、対応を検討してまいります。

【補充原則4-10-1】(独立した諮問委員会の設置)

当社では、独立社外取締役を4名選任しています。各独立社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。

また、任意の諮問委員会等は設置しておりませんが、今後は必要性を協議した上で設置を検討してまいります。

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性の分析・評価、結果の概要の開示)

取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価方法も含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】(政策保有株式)

当社は、純投資目的以外の政策保有株式について、保有しないことを原則としておりますが、取引関係の強化など、個別の状況を鑑み保有する必要があると判断した場合において、所定の手続きに基づき、取得・保有することとしております。

政策保有株式については、保有の意義が希薄と考えられるものについては順次縮減していくという基本方針のもと、毎月末の時価評価額及び評価差額を把握・確認するとともに、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を検証の上、その保有意義・合理性について取締役会で定期的に確認することとしております。

政策保有株式に係る議決権行使に際しては、議案の内容を精査し、投資先企業の企業価値及び株主価値向上に繋がるかどうか、また当社への影響等を総合的に判断し、適切に行使いたします。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社が役員や主要株主等との取引を行う場合においては、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することのないよう、当該取引について予め取締役会の承認を得るものとしております。

また、当該取引を実施した場合においては、有価証券報告書等に、適切に開示することとしております。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社では、企業年金の運用を行っていないため該当いたしません。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「日本の女性の美と夢と心のやすらぎを創造することを永遠のテーマとする」、「それを実現するために互いに協調し、自己の向上をはかることを最大の喜びとする」を基本理念としております。日本古来の伝統文化である「きもの」の普及に貢献し、「きもの」という商品の販売を通じて、お客様の喜びと社員の幸せを一体として実現させることに当社の存在意義があると考えております。この理念を受けて、当社企業グループにおいては、安定的な成長をいかに続けることができるかを目標に、「お客様の喜び・満足」、「当社の利益の確保」、「株主への還元」の3つを同時充足させることが必要と考えております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

(基本的な考え方)

当社はコーポレート・ガバナンスに関して、迅速で正確な情報把握と意思決定を最大目標としております。そのためには、少人数な精鋭による管理形態が必要と考え、取締役の人数も必要以上に肥大化しないよう努めると同時に、取締役間の意思疎通に重点をおいております。少人数での経営をカバーするものとして可能な限り当社経営状態のディスクロージャーに努め、社外等各方面からの多様な意見の吸収を図ってまいります。

(基本方針)

当社は持続的な成長の実現において、株主を含むステークホルダーとの適切な協議が不可欠であるとの認識のもと、株主の権利が実質的に確保されるよう適切に対応するとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行ってまいります。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上は、株主・お客様・従業員をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協議に努めてまいります。

当社は経営の透明性を高め、株主やお客様に当社の経営状況・経営方針について正確なご理解を頂くとともに、市場ならびに広く社会からの適切な評価を得るため、経営に関する様々な情報を積極的に開示してまいります。法令に基づく開示はもとより、株主やお客様の開示要請に応えるべく、公平で有用性の高い情報の自主的な開示に努めてまいります。また、株主総会の場以外における株主との建設的な対話の実施に努めてまいります。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役の報酬については、成果主義の理念のもと、職責や業績貢献度を適正に評価し、世間一般の常識的水準等も考慮した上で、決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選解任と監査等委員でない取締役候補の指名にあたっては、知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、十分議論の上、取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役候補の指名にあたっては、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を持っていること等をふまえ、十分議論の上、取締役会で決定しております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社では、取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任理由については、その理由を株主総会参考資料の中で説明することとしております。

【補充原則4 - 1 - 1】(経営陣に対する委任の範囲)

当社は「取締役会規則」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、それに基づき「職務権限規程」を定め、役職に応じて執行できる範囲を明確に定めております。

【原則4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

独立社外取締役の選任にあたって、候補者は東京証券取引所が定める独立性基準に合致していることを前提としております。

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性、規模への考え方、選任の方針・手続き)

取締役候補の選任に際しては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、取締役会で十分な議論を経た上で決定しております。

【補充原則4 - 11 - 2】(社外役員の兼任状況)

社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。

社外取締役4名のうち2名は、他の上場会社の役員を兼任しておりますが、取締役の業務に専念できる範囲内となっております。

【補充原則4 - 14 - 2】(役員に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役が、その役割・責務を適切に果たしていく上で必要な知識・情報を取得、更新することが出来るよう、就任時に加え、就任後も継続的に、外部セミナー等も含め必要な機会を提供、斡旋するとともに、その費用を支援する方針であります。

また、社外役員を含む新任取締役に対しては、就任時において、当社の経営理念、事業活動、事業構造等に関する知識・情報の習得を支援する方針であります。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社のIR活動は経営企画部が担当しております。また、個別の取材要請に対しては、代表取締役社長、経営管理本部長または経営企画部長が対応することとしております。

また、半期に1回、代表取締役社長及び経営管理本部長による決算説明会を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	822,100	6.77
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	667,700	5.50
河端 雄樹	460,000	3.79
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	193,700	1.59
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	170,100	1.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口1)	154,700	1.27
モルガン・スタンレーMUF証券株式会社	123,729	1.02
株式会社日本カストディ銀行(信託口2)	115,300	0.95
河端 啓子	100,000	0.82
河端 薫	100,000	0.82

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

上記の2. 資本構成については、2021年3月31日現在の状況を記載しております。
 上記株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)の所有株式数には、「株式給付型E S O P」が保有する当社株式351,300株が含まれております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橋本 泰	他の会社の出身者											
有川 勉	公認会計士											
辻 友崇	公認会計士											
細川 大輔	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本 泰		○	——	投資業務を通じて培ってきた知識・経験等を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役に選任しております。また、独立性が疑われるような属性等は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
有川 勉	○	○	2017年3月期まで、当社の現会計監査人、EY新日本有限責任監査法人に、当社の会計監査に関する業務執行社員として関与しておりました。	公認会計士としての専門的知見並びに豊富な経験を有しているため、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、独立性が疑われるような属性等は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

辻 友崇	○	○	過去において、当社の現会計監査人、EY新日本有限責任監査法人に所属しておりました。	公認会計士としての専門的知見並びに豊富な経験を有しているため、監査等委員である社外取締役を選任しております。また、独立性が疑われるような属性等は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
細川 大輔	○	○	——	弁護士としての専門的知見並びに豊富な経験を有しているため、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、独立性が疑われるような属性等は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

監査等委員である社外取締役の専従スタッフの特定はしていませんが、必要に応じて業務補助のためのスタッフを置くこととし、その人事については、取締役で協議し、監査等委員会の同意を得て決定することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、取締役会の報告事項に内部監査報告が含まれており、内部監査年度計画に沿って実施した監査結果、月次監査事項での問題点、及び臨店状況等が報告され、監査等委員である取締役より意見及び指導がなされております。

また、会計監査人から監査等委員会に対しては、通常の報告及び説明がなされる他、期中監査の際などに別途、情報の共有及び意見交換を行っており、問題点等が発生した場合には迅速に対応出来る連携状況となっております。

なお、内部監査室は内部統制に関する業務を行っており、適宜監査等委員会及び会計監査人へ内部統制の整備状況に関する報告及び意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、目標の達成度、貢献度並びに会社業績等を総合的に評価・判断し、決定しております。

また、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

(2021年3月期における役員報酬の内容)

取締役(監査等委員及び社外取締役除く)	4名	合計:43,949千円
社外役員	7名	合計:15,745千円
合計	11名	合計:59,695千円

上記支給額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、4,216千円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬(月額報酬)及び譲渡制限付株式(ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)から構成される。
2. 人事部門長は、株主総会で決議がなされた取締役報酬枠の範囲内で、同業他社、当社と同規模の役位別取締役報酬額に関する情報収集を行う。当該情報に基づき、経営管理部門担当取締役と人事担当部門長は、当年度の会社業績を勘案した、次年度の取締役個別報酬に関し、総会開催予定日の60日前までに、個人別の報酬案を策定する。代表取締役社長及び経営管理部門担当取締役は、当該策定された報酬案に関して協議を行い、取締役会に諮る個別取締役報酬案を確定する。代表取締役社長は、監査等委員会に対し、取締役会に諮る前に取締役の個別報酬に関して説明を行い、監査等委員会からの意見聴取及び同意を得る。代表取締役社長は、個別役員報酬に関して、a.固定現金報酬、b.株式報酬それぞれの金額に関して個別に取締役会に上程し、承認を得る。
3. 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対し、非金銭報酬等として、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で、直接交付型株式報酬としての付与时から3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間を譲渡制限期間とする譲渡制限付株式を付与する。
4. 取締役に対する固定報酬及び譲渡制限付株式報酬の比率は、100対15～25を目安としている。
5. 業績の年度計画に対し、著しく未達が起きている状況など、著しい業績不振の場合には、各取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対し、固定報酬の自主返納を要請する、又は、取締役会の決議により減額する場合がある。

【社外取締役のサポート体制】

社外役員の専従スタッフの特定はしていませんが、必要に応じて社外役員の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その人事については、取締役の協議により決定することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は以下の機関によるコーポレート・ガバナンス体制を確保しております。

1. 取締役会

取締役会は、8名(取締役(監査等委員である取締役を除く)5名及び監査等委員である取締役3名)により構成され、毎月の定時取締役会及び臨時取締役会に加え、取締役間で随時打ち合わせを行い、効率的な業務執行及び取締役間の執行監視を行っております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く)5名のうち1名は社外取締役であり、客観的な立場から助言、指導を受けております。

2. 監査等委員会

常勤監査等委員(1名)及び非常勤監査等委員(2名)で実施しております。監査等委員は取締役会の構成員として、取締役の職務状況を客観的立場で監査すると共に、会計監査人及び監査等委員でない取締役から報告を受け、重要な書類の閲覧を行う等、経営監視機能の充実に努めております。

また、監査等委員である取締役3名全員が社外取締役であり、うち2名は公認会計士、1名は弁護士が就任しております。当社は、3名の社外取締役をそれぞれ独立役員に指定しており、監査等委員会の機能強化に努めております。監査等委員会監査を支える人材・体制の確保状況については、「社外取締役のサポート体制」に記載されているとおりです。

3. 内部監査

専任1名の内部監査室が関係会社も含めた業務全般を対象に実施し、内部統制体制の適切性や有効性を定期的に検証しております。内部監査結果は問題点の改善、是正に関する提言を付して取締役会に報告するほか、監査等委員会へ報告しております。

4. 会計監査

当社の会計監査人につきましては、EY新日本有限責任監査法人を選任しております。

同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はなく、また、同監査法人は公認会計士法上

の規制開始及び日本公認会計士協会の自主規制実施に先立ち、自主的に業務執行社員の交代制度を導入し、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社は同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。2021年3月期において業務を執行した公認会計士は森田高弘、吉川高史であり、同監査法人の当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名及びその他27名であります。

5.責任限定契約の内容

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会設置会社を選択している理由は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることであり、これにより当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使率向上のために、原則として法定期日より7日前に発送しております。
その他	株主総会の招集通知は、発送日前に東京証券取引所のWEBサイトに公開するとともに、当社のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、代表取締役社長及び経営管理本部長による決算概要及び経営見通しに関する説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、月次情報及び株式情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名:経営企画部	
その他	月次ベースでの受注高情報を、T Dnetを通じて開示しております。また、個別訪問取材要請に対して、代表取締役社長、経営管理本部長または経営企画部長が対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社の経営基本方針の中に明記しており、有価証券報告書及び会社案内において開示しております。 また、当社では、性別や年齢に隔たりのない人材の登用を推進しており、2021年3月末において全管理職に占める女性の比率は17.0%となっております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営意思決定機関として取締役会を月1回以上開催し、各取締役より計画提案、執行報告等の業務報告を受けて、その内容を審議・確認・統制し、その検討資料とともに議事録を作成して保管しております。

法令・定款への適合が判断しにくい場合には、顧問弁護士、顧問税理士、監査法人等に事前に相談し、適正な判断や意思決定を確保しております。

当社は、「企業行動憲章」、「社員行動規範」を定め、全役職員に周知徹底を図っております。また、コンプライアンス等に関する社内外を窓口とする内部通報制度を整備しており、取締役会、監査等委員会へ適切な報告がなされるための体制を整えております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における構成員の業務計画・経過報告・業務報告等はすべてその資料とともに議事録として保管しております。

損失の危険の管理に関する規定その他の体制

経営の政策決定に伴う将来的な損失の発生については、政策決定の前段階にて想定できる事項は考慮した上で意思決定を行うこととしております。

社内外で発生する緊急事態に対しては、すみやかに対応責任者となる取締役を定めることとし、損害を未然に防止し、または、最小限にとどめられるよう対処してまいります。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務執行については、毎月開催の取締役会にて経過報告、財務報告等を行い、業務執行の状況を把握できる体制を構築し、子会社に対し必要な指示、助言、指導を行い、業務の適正を確保しております。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査等委員会の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員の協議により決定することとしております。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とすることとしております。

当社及び子会社の取締役及び使用人等の監査等委員会への報告体制及びその他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告することとしております。

監査等委員は、監査等委員会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとしております。

また、監査等委員会は、監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなど連携を図っております。

監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。

監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務執行について、当社に対し費用を請求してきたときは、担当部門で審議のうえ、当該費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用を当社が負担します。

財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定めており、代表取締役は、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度をとることとしております。その旨を「企業行動憲章」に定め、役職員に対する教育・啓蒙活動を通じて周知、徹底を図るとともに、事案発生時には、社内の関係部門間の情報共有および関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取ることで、組織全体として速やかに対処できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社では、会社情報の適時開示に際して、会社情報の内容により次のような体制をとっております。

1. 決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会又は経営会議を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事実について、株式会社東京証券取引所の適時開示規則(以下「適時開示規則」)に従い、開示が必要か否かを情報取扱責任者を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。また、必要に応じて内部監査室及び会計監査人並びに弁護士による監査及びアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

2. 発生事実

重要な発生事実については、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに経営企画部に情報が集約され、取締役に対して報告がなされます。その後情報取扱責任者を中心に当該情報の内容等の検討を行うとともに、適時開示規則に従い、当該情報の開示が必要か否かの検討を行い、開示が必要となる場合には迅速に行うよう努めております。また、必要に応じて内部監査室、監査等委員会及び会計監査人並びに弁護士による監査及びアドバイスを受け、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

3. 決算に関する情報

決算に関する情報については、決算月の翌月に決算財務数値を作成し、並行して会計監査人による監査を受け、最終的に取締役会において承認し、開示しております。監査等委員会及び内部監査室は随時期中取引に対し目を配っており、会計監査人による監査も期末に偏ることなく期中から平均的に実施されております。これにより迅速、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

